

入札監理小委員会における審議結果報告

海上保安庁

「電子海図システム管理装置ほか一式借入保守」「ソフトウェア借入」

海上保安庁の「電子海図システム管理装置ほか一式借入保守」「ソフトウェア借入」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

○海上保安庁は航海の安全の確保のため、国際基準に基づき海図、電子海図及び灯台表を作製している。本事業はそれら作製のための管理装置システムを維持・管理するものである。

○平成 25 年度選定事業として、第 1 期事業（平成 26 年 7 月～平成 31 年 3 月）を現在実施中であり、今回は第 2 期目事業の審議である。

・実施期間：西暦 2019 年 7 月から 2020 年 3 月
「電子海図システム管理装置ほか一式保守」
西暦 2019 年 7 月から 2022 年 2 月 「ソフトウェア借入」

○第 1 期目の評価においては、入札結果が一者であったことから、海上保安庁は「海図関連装置整備の最終更新時期である平成 34 年（西暦 2022 年）3 月 1 日と合わせて一括更新することにより、更新に係る競争性を増し、コストの削減等を図る予定である」とした。

○本装置の借入保守経費はソフトウェアのライセンス料が多くを占め、第 2 期において新たにライセンス更新料が発生する。毎年調達した場合、コスト削減にならないことから、ソフトウェアはシステム一括更新までの 32 ヶ月間の借入を行い、「電子海図システム管理装置ほか一式」と分けて調達することとした。

2. 実施要項（案）の審議結果について

現システムでの競争性確保は難しい状況を認識した上で、次期システムでの競争性確保への期待を込めて以下の議論がなされた。

○ハードウェアの借入調達について

【論点】

ハードウェアを年度毎に調達する理由は何か。

【対応】

現行機を長期使用していることから故障も想定しており、借入台数を減らす可能性もあるため。

○ソフトウェアの調達について

【論点】

国内において海図作成は海上保安庁のみが行っており、そのソフトウェアは一般に販売されているものの、非常に特殊であり競争性を阻害する。

【対応】

次期システム一括更新時には、海外製ソフトウェア等も導入できるよう、今後体制の見直し等も行いたい。

○ソフトウェアの更新料適用範囲の確認

【論点】

ソフトウェア更新料については、ハードウェアが故障等で更新された場合、新たに更新料が発生するか確認しておく必要がある。

【対応】

契約したライセンス数とインストールする端末数が一致していれば端末が変わったとしても追加で費用発生はないと確認した。また、見積書への記載とそれに基づく契約締結を行う。

3. 意見招請による対応について

平成 31 年 1 月 21 日から 2 月 11 日の間、意見招請を行った結果、
「電子海図システム管理装置ほか一式借入保守」・・・5 件
「ソフトウェア借入」・・・26 件
の意見が寄せられ、書式や誤記等の訂正 21 件を実施した。

以上